平成２９年（フ）第１４３４号
千葉県市原市南国分寺台３丁目６番地３　南国分寺台ハイツ207
債務者　三隅　智恵
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４５４号
千葉県船橋市高根台６丁目36番10号　ベルハイムＢ103号
債務者　窪井由紀子（旧姓松本・武田）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４９１号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番12棟515号
債務者　井上　博文
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５０３号
千葉県八千代市米本2427―21、住民票上の住所埼玉県所沢市堀之内636番地の10
債務者　石田　雄一
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５２５号
千葉県市原市五井5430番地　市営若葉住宅６棟502号
債務者　東　　恵美
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５３１号
千葉市美浜区高洲２丁目２番12棟103号
債務者　髙瀬　　勇
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５６９号
千葉県浦安市堀江４丁目33番37―301号　パーソンズハイツ
債務者　鈴木　慎吾
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２１５０号
名古屋市港区泰明町２丁目13番地　新泰明荘１棟304号、従前の住所名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘104号
債務者　牛田美智子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７４号
三重県多気郡多気町野中76番地４
債務者　淺井　初夫
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成３０年（フ）第１号
三重県松阪市川井町550番地１　佐久間ハイツ201号
債務者　鏡　めぐみ
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第７４号
兵庫県加東市南山３丁目12番地10
債務者　岸本美佐子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第９６号
岡山県津山市沼50番地13　コーポ丸藤３501号、前住所岡山県津山市戸島252番地１イリーデ・カーサＡ棟101号
債務者　山口　幸夫
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１９４６号
福岡市中央区六本松３丁目３番９号
債務者　佐藤　美保（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９８７号
福岡県筑紫野市大字常松291番地５　エスポアール204号
債務者　小野　和子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０１８号
福岡市南区大橋２丁目12番８号
債務者　砂留　幸来
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０４４号
福岡市早良区野芥３丁目24番１―102号
債務者　小手川　覚
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０６５号
福岡市南区花畑２丁目30番１―202号
債務者　須川　満伊
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部